

いせさき女（ひと）と男（ひと）ハーモニー・ネット会則

（名称）

第1条 本会は、「いせさき 女（ひと）と男（ひと） ハーモニー・ネット」（以下「ハーモニー・ネット」という。）と称する。

（目的）

第2条 ハーモニー・ネットは、加入団体・個人が協力し合い、女性も男性も、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第3条 ハーモニー・ネットは、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画推進に関する事業を市との協働で行う
- (2) 男女共同参画推進に関する研修会等の開催及び情報提供
- (3) 地域社会への積極的な参画と提言
- (4) 会員相互の親睦および交流に関すること
- (5) 市・県等の男女共同参画事業の受託
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

（組織）

第4条 ハーモニー・ネットは、前条の趣旨に賛同し、かつ次の各号に掲げるすべての条件を満たす個人または団体をもって組織する。

- (1) 個人または団体の事務局の住所が伊勢崎市内であること
- (2) 加入の事実を個人または団体が行う営利事業に利用しないこと
- (3) 加入の事実を特定の政党に利用しないこと
- (4) 加入の事実を特定の宗派、教派、党派の支持に利用しないこと

（代表者）

第5条 代表者は、ハーモニー・ネットに所属する団体として推薦する。個人会員は、その会員が代表者となる。

- 2 加入団体の代表者の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で選任された代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 ハーモニー・ネットに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 書記 2 名
- (4) 会計 2 名

(会計監査)

第 7 条 ハーモニー・ネットに会計監査を 2 名置く。ただし、任期は 2 年とする。

(顧問及び相談役)

第 8 条 この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、会長経験者をもってあてる。
- 3 相談役は、会長が指名する。
- 4 顧問及び相談役は、会長等の諮問に応ずる。

(役員の選任等)

第 9 条 役員は、代表者の互選により選出し、総会の承認を得る。

- 2 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 任期の途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第 10 条 会長は、ハーモニー・ネットを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、ハーモニー・ネットの会計を経理する。
- 4 書記は、ハーモニー・ネットの会議等を記録する。

(会議)

第 11 条 ハーモニー・ネットの会議は、総会、代表者会議、役員会議とし、会長が招集する。

(総会)

第 12 条 総会は年 1 回開催する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 決算及び予算
 - (2) 事業報告及び計画
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他、会長が必要と認める事項
- 3 総会は役員会議の決定により、代表者会議に代えることができる。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(代表者会議)

第 13 条 代表者会議は、第 5 条の代表者をもって構成する。

- 2 代表者会議は、会長が議長となる。
- 3 団体の代表者が出席できないときは、事務局に連絡し、代理出席できるものとする。
- 4 代表者会議は、総会議案に関することについて審議するほか、会長が認めた事項について審議する。
- 5 代表者会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員会議)

第14条 役員会議は、ハーモニー・ネットの役員をもって構成する。

- 2 役員会議は、会長が議長となる。
- 3 役員会議は、代表者会議案に関すること、緊急な決定を要する事項を協議する。

(入会・退会)

第15条 ハーモニー・ネットに入会、または退会しようとする場合は、別紙様式1または別紙様式2により、会長に届け出るものとする。

- 2 入会については役員会議の承諾を得るものとする。また、退会については代表者会議に報告する。

(事業費)

第16条 ハーモニー・ネットは、委託費、助成金、寄付金等をもって、事業運営に充てるものとする。

(会計年度)

第17条 ハーモニー・ネットの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、別途協議する。

(事務局)

第19条 ハーモニー・ネットの事務を処理するため、市民部人権課内に事務局を置く。

附 則

この会則は、平成18年12月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成２２年４月１６日から施行する。

附 則

この会則は、平成２５年５月１０日から施行する。

附 則

この会則は、平成２７年４月２７日から施行する。

附 則

この会則は、平成２９年４月２４日から施行する。